

鐵 と

鋼

第貳年 第七號

大正五年七月二十五日發行

本邦製鐵事業の過去及將來 (承前)

(製鐵所の組織及製鐵業の保護政策)

野 呂 景 義

製鐵所の組織

製鐵所の組織とは内地一般に亘る製鐵事業全體の組織と現存及將來起るべき各製鐵、製鋼所の組織を總稱するものにして、左に先づ一般に亘る組織に就て余輩の希望を述ぶへし。

將來本邦製鐵業の發展を期せんには、第一其基礎を鞏固ならしめざるへからざるは勿論各當業者は相互の競争を避け協力一致して以て外敵に當るの覺悟なかるへからず、殊に世界の競争場裡に立て輸贏を争はんには粗製亂造の弊を戒め品質に注意すること極めて緊要なり、茲に於て余の望む所は官民合同して一の共同組合を組織するにあり而して其組織の要點は次の如し。

一 共同組合は官立八幡製鐵所及本邦領土内の各製鐵所より成ること。

一 組合に於ては各製造工場に於ける製品の種目、數量及賣價を定むること、但し官立製鐵所に於ける政府用の製品は此限にあらず。

一 各民間製鐵所の製造額は市場に於ける需用高の如何に拘はらず、非常の場合を除くの外は概ね一ヶ年一定の量に止め其増減は官立製鐵所に於て加減すること。

1 次に各製鐵所の組織に就て一言せんに、八幡製鐵所を民業若くは半官半民の業に移さんとの希望

を抱くものあり、是れ實に無理ならん希望にして現今該製鐵所か製造する所の製品中には軍用品ありと雖も之とても民業に委して敢て不可なかるへしと信んせらるのみならず、其大部分は軌條、鋼板を初め尋常の製品なれば寧ろ民業に移すを至當なりと思考せらる、然れ共今は其時期にあらず抑々官立製鐵所創立當時の目的は兵器の製造を主眼とし軌條の如き普通品の製造は其試製を結了したる後ち之を民業に移すへき豫定なりしも、種々事情のあるありて其機を逸し擴張に擴張を重ね遂に今の如き大事業と成りたる以上は今日俄に之を民營に変更することは甚た容易ならず、其所以は内地に於ては獨り官行製鐵業のみ長足の發達を爲したるに反し民業は遅々として振はず、漸く近時の好機に促され此所彼所に事業の擴張並に創始せらるゝものあるも確乎たる成績を擧ぐるは前途尙ほ遼遠にあり、此時に際し若し官業を民設の一會社に移さんか會社は殆んど内地製鐵業の獨占權を握り、如何なる條件を附せらるゝも營利の一方に着目し他を顧るの違なければ他の民業は之か壓迫を受け其發達を阻害せらるゝや明かなり、故に入幡製鐵所は民業に悪影響を及ぼさるゝ範圍に於て否な寧ろ民業保佐の目的にて製造容易なる品目即ち細物の製造は成るべく之を民業に譲るの方針を以て暫く現状の儘にて事業を繼續し、第三期の擴張も豫定通に遂行し目下一時的事變の爲め將來の大方針に變動を來すか如きは極めて不可なりと信せらる

民間製鐵所の組織に就て愚見の大意を述ること次の如し、

(一)現今内地に於て創立せらるゝ所の製鋼所は概して小規模にして九及、アングル等の細物を目的とせらるゝものゝ如し、尤も此種の製品は製造簡易にして利益多きに似たりと雖とも、何所の工場に於ても同種の製品を造るに至れば内地の市場は豫想外に狹隘なるか故に忽ち市價に影響を及し豫定の目的に反するの結果を生ずるの憂なきを保し難ければ、各製鋼所は今少し眼界を廣くし種々なる方面に向て發展せられんこと望ましかれ、斯く云ふ意味は一工場に於て多種の製品を造るへしと

云ふには非らずして各工場は分業的に或種の製品例へは鋼板とか軌條とかを專業とすへしと云ふにあり然れとも此事たるや實際に於ては甚た困難なる問題なり何となれば内地に於ける鋼材の需用は其種類多くして各種の量少なければなり故に專業と雖も歐米に比すれば自から其區域は廣からざるへからず是れ我製造費が外國の夫れに比し著しく不廉なる一の原因なり然れば如何なる手段方法を以て此難問を解決せんか余輩の考案は内地に於て鋼材の需用高か一ヶ年二三百萬噸に達するに到るまでは平時に於ては需用の數量最も少き品目を選び特に其輸入税を低減し之を外國より輸入し同一種にして其需用比較的多量なるものは之を内地に於て製造し以て内地の需用に應ずるのみならず進んで之を東洋各國並に米國の西海岸に輸出し輸入に依て失ふ所を輸出に依て償ふの策を採るにあり而て内地の需用か漸次増加し前述の數額に達するを俟て保護政策に依り成へく輸入を防止すへきなり

(二)製銑高爐を有せざる製鋼所は前號に詳述したる如く種々なる不利不便あるか故に將來企畫せらるへき製鋼所は成へく其規模を大にし宜しく所用の銑を自給するの謀を講すへきなり或者曰く今日の場合には大小に拘はらず成へく多數の製鋼工場を創立せしめ其盛衰は自然の勢に任すへしと此論たるや需用者の側より見れば或は一理なきにあらざるも將來に於ける本邦製鐵業の健全を思はざるの甚たしきものにして余の望む所は之に反し其數は少なるも規模を大にし以て其基礎を確實ならしめんと欲するにあり此理に基き室蘭製鋼所に向て露骨に余輩の希望を述べんに該所は此際外國人との關係を絶ち輪西製鐵所と合併し將來輪西に増設せらるへき高爐は之を製鋼所内に設置し以て所用の銑を輸入に仰くことなく自給すへきなり

(三)各大製鋼所に於ては自製の材料を以て製作し得へき副業(例へは造船、橋梁、鐵骨、機械等)を營み常に(特に市場不振の場合)生産過剰に因る市價の調和を計るへし

4 (四)職工、工手の任免に關し各製鐵所相互の間に一定の規約を結ぶの必要あるへしと信せらる、其細目に至ては茲に之を略し唯其要點は甲工場の者か乙工場に移らんとするには甲工場の承認を要すと云ふにあり、尙ほ彼等を成へく優遇すると同時に人員を減し以て其能率を高むへし、因に製鐵業の發展に伴れ技術者に不足を來たすへければ此時に於て技術者たるものは宜しく自重するを要す。

製鐵業の保護政策

● 製鐵の業たるや學理上敢て至難の業なりと謂ふへからざるも、而も國家的の一大事業にして極めて多岐複雑に亘り職工及技術者の養成、諸原料の供給、交通機關の設備等種々なる要素の完備を俟て初めて成立すべく、然るに是等の完備には長年月を要するを以て所謂大器晩成の業にして紡績、其他の製造の如く創立後直ちに利益を收め得へき性質のものにあらざるか故に特別の保護あるか、若くは極めて潤澤なる資金を以てするに非らされは其成功や期し難きは現に人も知る釜石、及八幡製鐵所か多年間に渉る千辛萬苦の結果今日の狀態に達したるの例を見ても明かなり、然れども是等製鐵所とても未だ決して樂觀を許さず何となれば歐洲戰爭後に於ける世界的の競争は必然我に不利益なる影響を來すへければなり、由來製鐵業の成立か甚た容易ならざることとは獨り我國のみにあらず世界一般皆然りとす、故に歐米の先達國に於てすら斯業は極めて難業なりと認められ其政府に於ては直接間接に保護の方法を講し極力之か奨勵を計り當業者は多年の經驗を以て既に確實なる基礎を造り得たるにも拘はらず、今尙ほ輸入品に重税を課し其業を保護しつゝあるなり、然るに我國は製鐵業の保護に關しては大に其方針を誤り官行製鐵所の發達のみを謀り之に據て主要の供給を充さんと欲し、民業に就ては明治四十三年に於て入關税に幾分の増率を加ふるに至るまでは殆んど何等保護奨勵の途を講せざりし、是れ畢竟需用者は口には内地業の發展を唱へながら目前の利益に走り一般に外品の使用を好み加之鐵材輸入者の勢力は實に旺盛を極め、之に反し製造業者は未だ微力に

して世間の耳目を牽くに足らざりしに因ると雖とも亦た當局者か民業の保護に關し冷淡に失したるの嫌なき能はず、要するに世人は製鐵業の眞理を誤認し之か成立の必要を忽緒に附したるも近時に至り俄に覺醒したるものゝ如く、鐵鋼材の自製自給とか製鐵業の獨立とか種々なる名稱の下に内地製鐵業の必要を絶叫するに至りたるは因より自然の勢なり。

今や我國製鐵の事業は千歳一遇の好機に合期し各方面に種々なる企畫ありと雖も、而も今尙多少躊躇の氣味あるは蓋し内地に於ては未だ原料の供給、職工の養成等諸般準備の整頓せざるありて斯業は全く幼稚の域を脱せざるか故に戦後に於て先進國と競争場裡に能く角逐し得へきやは頗る疑問にして今尙ほ調査を要する事項多々あるか故なるへし、茲に於て余輩の切望する所は政府に於ては速に戦後に於ける斯業に對する保護獎勵の方法を定め此機を逸せず着々事業の發進を促すにあり、然れば其方法は如何すへきかと云ふに實際有效に行はれ得へきは補助及獎勵と保護關稅の二法に過ぎずして種々なる情實に制せられ一時的姑息なる方法を講ずるは斷して不可なり。

補助及獎勵とは或は直接に現金若くは物件を當業者に附與し、或は租稅を免んずるとか又は原料並に製品の運輸に特別の便益を與ふるとか間接に當業を獎勵する方法を云ひ、其利益とする所は保護稅に於けるか如く物價の騰貴を來し或は保護を加へたる物品の供給に不足を生ずる等の憂なく又た他の事業に影響を及さざる等にありて、此方法は原料の部に於て述べたる如く鑛石の採掘及發見を獎勵するか如き場合に適し殊に事業の發端に於ける如き短期の獎勵に適切なりと雖も、製鐵事業の如き大事業に對しては國庫の負擔を重くし且つ當業者の競争心を挫き惰氣を誘招するの弊あるを免かれず。

保護關稅に依り外品の輸入に制限を加ふることは諸工業を保護する根本にして、殊に國家一般に涉る大事業たる製鐵業の保護を計るに最も適切なる方法と謂つへし、尤も關稅賦課の結果は物價の

6
騰貴を來すは勢ひ免れ難しと雖も苟くも軍事上、工業上、國家百年の基礎を築くには多少の犠牲は之を忍はざるへからず而も其騰貴は一時の現象にして深く憂ふるに足らず、事業の發達に伴れ産額の増進するに従ひ代價の低下するは内外の實例に照らして明なり、近くは八幡製鐵所の例を見るに鋼塊一噸の製造費は創業當時に於ては六十圓内外なりしも漸次低下して四十圓臺となり三十圓臺となり尙低減の餘地あるにあらずや、特に保護關稅の最も利益とする所は外國輸入者の費用を以て我産業を獎勵するの目的を遂ぐるにあり、抑々該問題たるや些々たる個人の利害如何に依て左右されへきものにあらず根本より國家を本位として考究すへきや論を俟たず、故に此見地より論するに今や外國より輸入し來る所の鐵材に相當の關稅を賦課するの結果鐵材の市價は何程まで昇騰するやの問題に就ては後に述べる所あるも、假に其昇騰か課稅の全額までに達するものとせば國家は物價の騰貴に依て失ふ所と課稅に依て得る所と相殺して結局損益なきか如くなれとも然れとも、外國輸入者の費用を以て我産業の保護たる根本の目的を達するの大利益あり加之若し市價の昇騰か課稅率の半はに止まるとせば國家は尙ほ五を失ふて十を得る勘定なり、尤も關稅賦課に伴れ内地産鐵の代價も輸入品と同額まで昇騰すへきか故に内地産品の騰貴額丈は國家の負擔となるべく、然しなから全體の市價か關稅の全額まで昇騰すへきものにあらず、又た前述の如く内地品の代價も追次低落し且つ事業の發達に従ふて關稅率を降下し得へきか故に入稅賦課の結果は世人の憂慮するか如き悪影響を來すへきものにあらずれば戰爭の終るを俟て、特に重稅を課し急速に事業の發展を促進するは蓋し策の得たるものと信せらる、然れとも凡そ事物に各々利害得失のあるありて輸入稅も亦た完全無缺の良策なりとは云ひ難きを以て世間に兎角の議論あるを免かれず、今其要點を擧て之に愚見を加ふること左の如し。

(一)輸入關稅は物價を騰貴せしめ造船、鐵道、機械製造業等に大なる影響を及ぼすか故に市價に變動を

來さる他の方法を以て我製鐵業の發展を謀るへしとは需用者一部の唱ふる所にして之に對しては余輩も亦た敢て反對するものにあらず、然れども未だ國家經濟上關稅を除き他に適切なる方法の案出せらるものなきを遺憾とす、唯々實行し得へきは補助金及獎勵金の二途あるも之は國庫の負擔を重くする等良法にあらざることは既に前に述べたる如し、關稅の賦課か鐵材の需用者に對し果して如何なる影響を及すやと云ふに或論者は輸入稅の負擔は全然輸入者にありと云ひ又た或者は否な需用者の負擔なりと云ふと雖とも是れ兩者共に極端にして、實際に於ては入稅の賦課は或る程度まで代價の騰貴を來し結局外國供給者と内地需用者とか該稅の負擔を共分するに過ぎざるへし、而て其割合は兩者相半はするものと見るを妥當なりとす故に今假に現行稅率の平均鋼材一噸に付金拾圓を拾五圓に改正するときは之に依て來る所の代價の騰貴は五圓の一半、即ち貳圓五拾錢にして爲めに需用者の蒙る影響は甚だ僅少なるへし今一二の例を擧て之を證せんに、先づ鐵道に就て云ふに鐵道一哩に付軌條(六十磅レール)約百噸を要するか故に一哩に對する軌條の騰貴は僅々貳百五拾圓なり、假に一哩の建設諸費を廉價に見積り平均五萬圓とすれば軌條騰貴の爲め建設の増加は僅に〇、五%に過ぎず、又た造船に於ては鋼材を使用すること最も多くして一萬噸積一商船の建造費を是れ又廉價に見積り百五拾萬圓とし之に要する鋼材を五千噸と假定し、入稅増課に依る鋼價の騰貴を一噸に付貳圓五拾錢なりとすれば五千噸に付壹萬貳千五百圓、即ち造船費百五拾萬圓に對し僅に〇、八%餘なり、右は載貨重量一噸當りの造船費を百五拾圓と見積ての割合なるも現今の造船費に割當つれば千分の五にも達せざるへし、斯の如き僅少の騰貴は敢て意に留むるの必要なかるへく而も其負擔は遂には乗客及貨物主即ち國民一般に歸すへきか故に鐵道及造船業者は何等の痛痒を感ずることなかるへし、尤も造船に於ては鐵道と異なり船價の騰貴は直に外國船に對する運賃の競争に影響するか故に若し些少たりとも其影響を感ずる場合には造船獎勵金を適應に増加するも可なり、尙

8
ほ茲に造船業者に向て一言したきは今日の造船は昔日と異なり全く製鐵業の一岐業とも謂ふべきものにして歐米に於ては製鐵業者にして造船業を兼ねるもの、若くは造船業者にして製鐵業を兼ねるか或は之と密接の關係を有するもの多々あり、我國に於ては造船業の發展に伴ひ鋼材の需要は益々増進すべく且つ造船には特種の鋼板及形鋼を要するか故に宜しく造船者は自から製鐵工場を起へし、若し各自に一工場を設くるの必要なきとせば共同して一大製鐵所を創設するも亦妙ならずや、以上述る所は最も多量の鋼材を使用する場合の一例にして機械製造其他に於ても課税の影響を受くへきは勿論なれとも、其影響は前二者に比し尙ほ一層輕微なるか故に敢て論するに足らざるも機械の製造業に就ては斯業を保護獎勵するの必要あるを以て鐵材と同様機械及鐵器に相當の關税を賦課すべきなり。

二鐵材に保護税を課し製鐵業の發達を謀るは可なるに似たれとも内地の斯業は今尙ほ幼稚にして需要に應すべき産額なければ課税の結果は、徒に代價を騰貴ならしめ需用者に不便を與ふるに止り何等得る所なきか故に寧ろ暫く産額の増加するを得て漸次重税を賦課するに如かすと論する者あるも、之れ保護税の何者たると本邦製鐵業の現状を解得せざる一の空論と謂つへし、抑々保護税の目的は其保護に依りて幼稚なる産業の進歩發達を促かし以て其産額の増加を計るにあり、若し放任し自然に産額を増加することあれば敢て之を保護するの必要なかるへし、又た内地製鐵業の現状如何と云ふに本年三月發行の本會誌に於て述へたる如く内地製鋼爐の生産能力は本年の末に至り八十萬噸以上に達し加之八幡製鐵所其他の擴張及新規創業に依り逐年増額すべきか故に外品の壓迫に依り中途蹉跌を來さざる限は兩三年内に其高百萬噸内外に達し需用の約三の二を充たすに足るべきを以て内地の製鐵業は幼稚には相異なきも論者の云ふ如き幼稚の時代は既に經過したり、假に需用の激増に依り輸入品の増加する場合あるとするも前に述へたる如く入税賦課の結果は國家に於

て五を失ふて十を得る勘定なれば國家の經濟上敢て不可なきに似たり然れども輸入の多きは固より好む所にあらず。

(三)關稅は鐵材の騰貴を來し以て諸工業の發達を防碍すと云ふと雖とも是れ實に淺見の甚しきものと謂はざるへからず抑々本邦諸工業の進歩は概ね枝葉より成るものにして其基礎の甚た軟弱たるや今時事變の能く證明する所なり那んぞ知らん幹なくして枝葉の繁茂得て望むへからざるを故に先づ製鐵業の發達を計り以て諸工業の基礎を鞏固ならしめんとするは當然の順序なり見よ世界各國製鐵業を外にして諸工業の繁榮したるもの何所にあるや果して然らば諸工業者たるものは國家且つ自己將來の爲め多少一時の不利不便は之を忍はざるへからず然りと雖とも既に述べたる如く關稅の賦課か諸工業に及す影響は實際に於ては甚た些少にして之に關し云々するは蓋し一片の杞憂に過ぎざるへきは明治四十三年に於ける關稅改正の結果に依り推測するに難からず。

(四)關稅を全廢すへしとの論は之は全く乾燥したる一の理論に止まり製鐵業に關し今尙ほ自由貿易を唱ふるは獨り英國あるのみ英國は元來製鐵業の卒先者にして世界の斯業を壓迫したるものなれば固より保護稅を課するの必要なかりしや論を俟たず然れども其領土たる濠洲及加奈陀は終始一貫保護策を採て渝らざるを見れば英國に於ても幼稚なる事業の發達を謀るに保護策の必要を認め居るや明かなり戰後に於て英國か果して如何なる政策を採るやは未だ知るへからざるも既に保護策に傾向し居るは覆ふへからざるの事實なり。

(五)保護政策は國民の負擔を以て輸出を補助するの具に供せらるゝの弊あるを以て之を難する論者あり入稅の賦課か輸出を補助することは全く事實にして其著明なる例は米國及獨國に於て見るべく現に該兩國に於ては鐵材を國內の市價以下にて輸出したる場合尠しとせず然れども此の如きは産額か國內の需用に超過したる場合に於て初めて起るへき問題にして今は一片の取越苦勞に過ぎ

10

す、然れとも幸に我國か此に達し外品の蹂躪を免かるゝに至れば減税若くは廢税する可なり尤も國家の補助を以て輸出を奨勵し以て國富の増進を謀るは保護政策の目的の一として不可なきは論を俟たす但し國民に損害を及すの弊あらは之を不問に附すへからず

以上述る如く輸入品に課税することは内地製鐵業の保護奨勵を謀るに於て最も適切の方法たるや殆んど疑問を容るの餘地なかるへし、故に各國は皆此法に依り好果を奏しつゝあるにあらずや今日まで各國か採り來りたる保護政策の來歴及課税率は不日發表せらるへき本會調査會の報告に譲り余は左に余の希望する所の税率案を列記し以て此稿を結はんとす

第一輸入税

品名

立案税率(重量一噸に付)

無税

一、鐵鑛及諸原鑛

六、〇〇

二、銑及鏡鐵

三、鑄物

甲銑鑄物

一、二、〇〇

(イ)鑄鐵管

(ロ)其他鑄物

一、二、〇〇

(シ)加工せざるもの

(ス)加工せるもの

一、八、〇〇

乙鋼鑄物

二、〇、〇〇

一、〇、〇〇

四、鋼塊

五、別號に掲げざるブルームピレット及鋸或はロールを以て製造せる類似の物品

六、○、□、し、丁、工、鐵等にして鋤或はロールにて仕上げたる條鐵、徑若くは最大側徑

一二、〇〇

(イ)五十耗以上のもの

一二、〇〇

(ロ)五十耗以下十耗以上のもの

一五、〇〇

(ハ)十耗以上のもの

二〇、〇〇

七、鋺、葉鐵、帶鐵、製管材の平鐵

甲、加工せざるもの

(イ)厚さ十耗以上のもの

一八、〇〇

(ロ)同十耗以下のもの

二二、〇〇

乙、加工若くは錫、亞鉛、他金屬を以て被覆せるもの

(イ)厚十耗以上のもの

二五、〇〇

(ロ)同十耗以下のもの

三五、〇〇

丙、波形鋺

三五、〇〇

八、可鍛性鐵管

甲、加工せざるもの

(イ)肉厚二耗以上のもの

二五、〇〇

(ロ)同二耗以下のもの

三五、〇〇

乙、加工若くは他金屬を以て被覆せるもの

(イ)肉厚二耗以上のもの

三五、〇〇

(ロ)同二耗以下のもの

四〇、〇〇

九、鐵線

甲、加工せざるもの

(イ)一耗半以上のもの

二〇、〇〇

(ロ)一耗半以下半耗以上のもの

二五、〇〇

(ハ)半耗以下のもの

三〇、〇〇

乙、加工若くは他金屬を以て被覆せるもの

(イ)一耗半以上のもの

二五、〇〇

(ロ)一耗半以下半耗のもの

三〇、〇〇

(ハ)半耗以下のもの

三五、〇〇

十、軌條、枕鐵、フキシユプレート、スパイク等

一五、〇〇

十一、鐵道車輪、車軸、外輪

二〇、〇〇

十二、可鍛鑄物及鐵鑄の打物、其他之れに類似する物品にして別號に掲げざるもの

二五、〇〇

甲、加工せざるもの

二五、〇〇

乙、加工せるもの

三五、〇〇

十三、釘

甲、切釘

二五、〇〇

乙、線釘

二五、〇〇

十四、ボールト、ナット等

二五、〇〇

十五、高位の鋼にして一噸の價金百五拾圓以上のもの

從價百分の二十

十六、滿俺鐵、硅素鐵、クロム、タングステン、モリブデン、チタニウム等の鐵合金 同百分の十五

第二輸出税

一、滿掩鑛

六、〇〇

二、クローム鑛

八、〇〇

三、タングステン鑛

一〇〇、〇〇

四、モリブデン鑛

二五〇、〇〇

以上税率中銑滿掩鐵等に付尙ほ一言するの要あり。

銑は製鐵業の根本なり而して本邦既成の設備は未だ内地の需用を充たすに足らずして從來は英國、支那、印度等より劣等にして廉價なる銑を輸入するもの尠なからざるか故に内地當業者は時々大なる打撃を蒙り爲に其の事業の妨害せらるること甚し、故を以て余は四十三年の關稅改正に際し銑一噸に六圓の關稅(當時歐米諸國の平均は六圓三十五錢なり)を課し以て内地の製銑業を獎勵せられんことを當局に向て勸告したることあるも、需用者の反抗ありし爲か銑に對する關稅は依然極めて低率に据へ置れたるの結果は外品の壓迫に依り斯業の發展に大なる妨碍を與へたるのみならず或は事業を中止するの悲境に陥りたるものあるに至れり、現今銑の不足を感ずること甚しく其缺乏の程度は鋼材の夫れ以上に達したる原因の一は實に此にあるものと知るへし、故に當局に於ては戰後に於ける製銑業の保護を保證し此際斯業の發展を計るは極めて急務なりと信せらる、然るに或者は銑は製鋼の原料なるか故に無稅にて之を輸入するに如かすと云ふと雖とも是れ大に然らず現に見よ、歐米諸國に於ては鐵鑛は之を他國より輸入するも、瑞典銑の如き特種のもは別とし他は皆自國に於て製造するにあらずや、鑛石にて輸入すると銑にて輸入するとは運賃に於て後者に益ありと雖とも其益たるや僅少にして銑を自製するの大益に比すれば實に雲泥の差あり、銑を自製することは既に屢々論したる如く唯に大なる利益あるのみならず本邦製鋼業の獨立を謀るの上に於て亦た極め

14
て必用なり、元來銑を原料視するか如きは抑々根本的の謬見にして銑は其用途に從て製品或は半製品と認めざるべからずして之を輸入に仰くか如きは甚た不可なり若し不可なきとせば鋼材も亦た然りと謂はざるべからず否な寧ろ鋼材にて輸入するの優されるにあらずや、兎に角製銑は一般製鐵業の基礎なれば保護に依て先づ之か發展を計るの必要あるや論を俟たず

鏡銑及滿俺鐵は既に内地に於て之を製造するの設備あり且つ其鑛石は内地に産出するのみならず近邦より輸入し得べきを以て宜しく、外品に輸入税を課し斯業の發達を計り獨り内地の需要に應ずるのみならず進んで之を輸出するの策を講すべし、然るに滿俺鐵は動もすれば鑛石の儘にて輸出せられ國家經濟上不利益なるを以て之に輸出税を課するを可とす、鏡銑及滿俺鐵の需用者中には銑に於けると同様無稅論を唱ふるものもあるも是れは我利に傾く曲論にして國家の經濟を無視するの甚しきものと云ふべし、釜石製鐵所か辛苦を忍び滿俺鐵の製造を繼續し以て今日我製鋼界に貢献したる其效の著大なるを見れば蓋し思半に過さん

クローム、タングステン、モリブデン鐵は特種鋼の製造に使用せられ其需用は逐日増進し内地に於ても電力を利用し之か製造を企畫するもの尠からされは是等合金に輸入税を課すと同時に輸出税に依て其原鑛の輸出を制限し、以て内地に於ける其製造を奨勵すべし

硅素鐵に就ても前同様保護税に依り其製造を奨勵するの必要あり